

環境情報の利用促進に関する検討委員会（第2回）

議事要旨

1．日時：平成23年12月13日（火）15：00～18：00

2．場所：新日本有限責任監査法人内 霞が関ビル33階セミナールーム

3．出席者（敬称略）

（委員）後藤委員長、稲永委員、小野委員、菊池委員、坂上委員、実平委員、庄子委員、竹ヶ原委員、田島委員、泊委員（以上10名）

（環境省）環境経済課 猿田長補佐

（オブザーバー）カーボン・ディスクロージャー・プロジェクト ジャパン（CDP）森澤氏、金融庁 総務企画局企業開示課 糸魚川係長、経済産業省 産業技術環境局 環境調和産業推進室兼リサイクル推進課 柳川課長補佐、葉山係長

4．主な議事

（1）ワーキンググループの中間報告

- ・ サステナブルVCMワーキンググループ
- ・ ICT環境利用ワーキンググループ

（2）環境経営・環境報告に関する官民連携策について

5．議事要旨

会議は公開で行われた。

CDP 森澤氏より「気候変動情報の利用状況」を資料2に基づいて説明。

主な質疑の概要は以下の通り。

・ CDPに回答している部署は環境部署か、それともIR部門か。（泊委員）

・ 社長宛に質問書を送付している。CDPへの取組や開示スコアは、マネジメント・レベルでどう考えているかで違ってくると思う。（森澤氏）

・ CDPは、既にデータベース化されており、データがすぐ手に入る、それから、グローバル比較が比較的容易であり、投資家として使いやすいつくりになっている。（菊池委員）

・ 2011年プログ्रेसレポートには、年金基金などの投資家が、回答していない企業にCDPへの開示を働きかけた事例が出ている。日本の機関投資家が、そういう働きかけを始めていただいたら、少し変わってくるのかと思う。（森澤氏）

・スコアを開示する目的は、フルスペックで答えるとか、信頼性を高めるとかという意味合いでやられているという単純な理解でよろしいのか。（実平委員）

・開示スコアは、あくまでディスクロージャーの観点から、質問に対してデータがあるかどうかだけである。（森澤氏）

事務局より「サステナブルVCMワーキンググループの中間報告」を資料3-1に基づいて説明。

委員の主な意見の概要は以下の通り。

・ISO26000がバリューチェーンを非常に重視しているが、環境と人権はかなり結びついているので、バリューチェーンの取組の加速に役立てばいいと思っている。また、やはり金融には、環境経営推進の役割を果たしていただきたい。（後藤委員長）

・ISOの審査人に対する働きかけは、ぜひ推進していただきたい。（稲永委員）

・金融の人材育成という問題が、非常に大きい。コストの削減とか売り上げの増加とか、経営の数字と結びつけて環境側面をとらえることができれば、銀行にとっても投資家にとってもプラスであり、そういう会社をきちんと選び出すことが合理的な投融資活動である。幅広い金融担当者が、そのことを理解することが必要。金融行動原則が、一つのきっかけになればいい。（竹ヶ原委員）

・弊社では、この3年ほど、各部署の本来の目標と環境との関連づけを絶対やろうという目標設定に変えた。環境と関連づけた本業を考えれば相当できることは出てくるので、目標設定段階において、環境配慮が経営の真ん中だという意識で考えるのも有効だと思う。（泊委員）

・日本の企業に、グローバルでのベストプラクティスになってもらいたい。（森澤氏）

・CDPから今年初めて、グローバル企業向けのバリューチェーン質問書をいただき、非常に刺激になった。個々の製品に関するバリューチェーンのデータが、まさに求められていることを実感した。（田島委員）

事務局より「ICT環境利用ワーキンググループの中間報告」を資料4-1,4-2,4-3,参考資料1,2,3,4に基づいて説明。

委員の主な意見の概要は以下の通り。

・どういう情報を開示すべきかの明確化が必要である。（坂上委員）

・環境情報も、XBRLのような形で整理されれば、投資家の立場からみれば使い勝手が良いという形になるか。（後藤委員長）

・より効率的な投資ができる可能性が高まるという点では、データベース化によりアクセスコストが安くなるというのは重要。また、スタート段階ではとりあえず置いておいても、長期データが入手できるようデータベースを構築する必要がある。（菊池委員）

・企業のデータ収集システムがきちんとできていない場合は、データがばらばらというケースが多い。データを正しく収集して集計するというのが前提として必要である。（稲永委員）

・データの正確性の問題については、資料 4-1 の 5 頁にある対応策のうち「既発行企業の事務フローを踏襲し、ハウツーを提供」というのが、特に売上が 100 億から 1,000 億ぐらいの企業にとって、かなり重要。（後藤委員長）

・データベース化自体は大賛成だが、データベース化により入手が容易になる分、情報の受け手が結果を取り違えてしまうリスクも高まることが想定される。例えば CO₂ 排出量は減少しているから、これが自助努力によるものか、成り行きによるものか、これを取り手が取り違えてしまうと、逆選択になるリスクもある。環境関連製品の販売割合、これについても言った者勝ちのところがあり、どう見分けるかというのは難しい。（竹ヶ原委員）

・何らかのスコアリングは重要だが、一方で定性情報をスコアリングするというのはかなり難しいことで、その辺りは ICT によって解決を望むというより、その前の段階のどの情報をとったらよいかという問題がかなり確定しないことには、難しい。（坂上委員）

・CDP では、定性的な部分のリスク、機会の項目があるが、それは開示した項目、内容が自社のビジネスに特化しているものかどうかという点を重要視した開示スコアとなっている。あくまで開示のスコアであってそれをどう使うかは投資家による。（森澤氏）

・ICT ワーキングの議論においても、最初の入り口で幾つかの基本的な定量データを見たとうえで、必要に応じて深く掘り下げられるようなシステムがあると良いという話が出ていた。（坂上委員）

事務局より「調査の結果」及び「官民連携策」を資料 5,6,7,参考資料 5,6 に基づいて説明。

委員の主な意見の概要は以下の通り。

<バリューチェーンマネジメントに関して>

・バリューチェーンマネジメントのキーは二つあり、一つはマネジメント・レベルでのコントロール、もう一つは色々な数値を集めることによるコントロールであり、この両輪がないとバリューチェーンマネジメントはできない。（稲永委員）

・東日本大震災以降、BCP（事業継続計画）の見直し等がなされるなど、バリューチェーンを巻き込んだ意味での環境経営は今後一層レベルが上がっていくと思う。日本企業の強みに転換していくというメッセージを打ち出せると良い。（竹ヶ原委員）

・小売の場合は非常にサプライヤーが数多く、幅広いが、電機・電子のメーカーがバリューチェーンをマネジメントするのは、違った面があると思うが、強化していく上でどのようなことがポイントか。（後藤委員長）

・プライベートブランドを対象として、環境側面あるいは人権や法的側面などの取引行動規範について、監査を1,000カ所以上、毎年1回行っている。消費者等への説明責任を果たすことは、プライベートブランドを扱う以上は避けて通れないバリューチェーン上の課題と認識している。（泊委員）

<人材育成について>

・弊社グループも、関係会社を含めると売上高1,000億以下の集まり。化学物質のサプライチェーンでの伝達等にしても、難しくないことが難しい。表彰制度から始まって、セミナー、分かり易い読み書きの本、リスクコミュニケーションの模擬試験等も行っている。中間地点で基礎的な部分の指導・解説ができる人が重要。（実平委員）

・もう少し二次・三次サプライヤーが自主的に情報を開示して、我々が自分たちで取得できるような仕組みを構築することが必要。（田島委員）

・優越的地位の濫用に配慮し、取引条件は「EMSを取得」ではなく「努力」とする等の対応が必要。（稲永委員）

・海外の企業でも、ガバナンスが効かないところは長期的に考えてその分早く取り組んでいる。日本企業は、この分野においては遅れつつあり、マネジメントに必要性を認識させるセミナー等の機会があるとよい。（森澤氏）

<情報開示システムについて>

・環境先進企業に拡大する場合には、一定のフォーマット等を作ってしまうと、個々の企業の戦略と密接に絡んで複雑な情報開示をしたい部分が適わなくなる等、結果として利用

しづらくなってしまう。環境先進企業と未開示企業の両方にとってメリットがある ICT の活用として、先進的な着眼点で検討を進めて頂ければと思う。（田島委員）

- ・日本企業でも統合報告という形式の開示が出てきていることは、一つの参考になる話として認識すべき。（菊池委員）

- ・XBRL を使うことの最大のメリットは、コアの部分を決めておいて、拡張部分を自由に付けたり、引いたりできる部分が多い。小規模の企業はコアの部分だけやってもらい、積極的に開示したい企業はどんどん項目を増やすことも簡単にできる。（坂上委員）

< 地域との連携について >

- ・自治体で持っている地球温暖化対策法等の情報は開示を前提としていない。他にも地球温暖化対策の計画書制度や環境保全協定の実績、実施状況、履行状況について、公表はしているが、もう少し見やすいかたちで、一般に公開したい。自治体が、企業の環境対策の情報を開示していくことが地域の環境負荷低減や持続可能な地域づくりにつながるという考え方を今回の報告でも打ち出していければ良い。（庄子委員）

- ・「住民が環境報告を理解するための、環境報告における数値の意味等の解説」が必要だという話については、XBRL のような技術を使うと、各開示項目に対して、例えば説明を与えるためのリンクを貼ることができる。（坂上委員）

- ・ある県では、環境報告（CO₂関係）は、温対法があり、省エネ法があり、県条例、市条例、独自の法がある。たくさん作ると労力も掛るしミスも多くなるので、簡素化することも一つの手である。（稲永委員）

- ・事業者の負担になっている部分が多くて、国と地方公共団体との連携の中で、環境報告を促進すれば何か免除されるとか、簡素化される等のインセンティブがあれば、ありがたい。（泊委員）

- ・化学物質の削減は、かなりコストを掛けないと下げられないところまできている。インセンティブとして、目標に対してどのくらい達成できたところには等何らかの設備投資しやすい税制優遇等、設備投資しやすい環境づくりが必要。（小野委員）

- ・NPO、NGO をもっと活用するという表現もどこかに入れると良い。（菊池委員）

- ・地域での環境情報の報告について、単に電子データや紙媒体を配布するのではなく、活動に参加する等も報告の一つの形として考える必要がある。（泊委員）

以上